

直結式スプリンクラー設備の設置等に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水道直結式スプリンクラー設備の工事（給水装置に設置するものに限る。以下同じ。）及び整備並びに管理の実施について、川崎市水道条例施行規程（平成22年水道局規程第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備 川崎市水道条例（昭和33年川崎市条例第18号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する給水装置に直結して設置されたスプリンクラー設備をいう。
- (2) 消防設備士 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6第2項に規定する甲種消防設備士をいう。
- (3) 所管消防署 水道直結式スプリンクラー設備が設置されている場所を所管する本市の消防署をいう。

(施行)

第3条 配水管又は他の給水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分についての水理計算等は、消防設備士が行う。

2 水道直結式スプリンクラー設備の工事又は整備は、消防設備士の指導の下に上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。この場合において、必要に応じて所管消防署等と協議しなければならない。

(設計審査)

第4条 水道直結式スプリンクラー設備の工事における規程第7条第2項の規定により管理者が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備を設置する給水装置を分岐しようとする配水管（他の給水管から分岐しようとする場合は、当該給水管及び当該給水管を分岐しようとする配水管）の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧及び水量が得られるものであること。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備が、水道メーターの下流側に設置されていること。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備内において、末端に常時使用する水栓を設けるなど、停滞水の発生を防止する措置が施されていること。
- (4) 乾式スプリンクラー設備（作動時以外は通水されない構造の水道直結式スプリンクラー設備をいう。）を設置する場合は、当該設備の上流側の配管の分岐部に止水栓及び逆止弁を設置し、電動弁等により排水できる構造であるとともに、外部からの害虫等の進入を防ぐ措置が施されていること。

（維持管理）

第5条 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理に当たっては、次の各号に定める事項に留意すること。

- (1) 維持管理上の必要事項及び緊急時等の連絡先を水道直結式スプリンクラー設備周辺の見やすいところに表示すること。
- (2) 結露等により天井等に影響を与えるおそれのある場合は、結露等を防止する措置を施すこと。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備が設置された給水装置に異常があった場合は、当該水道直結式スプリンクラー設備を設置又は整備をした者等に

連絡し、修繕等の処置を行い、必要に応じて第3条第2項の協議を行うこと。

(了知事項)

第6条 断水、配水管の水圧の低下、火災時の作動不良その他の水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分に発揮されない要因により、人又は財産に被害が生じることがあっても、本市はその責めを負わない。

2 所有者又は使用者は、借家人その他利害関係人に対し、前項の規定を了知させなければならない。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、水道直結式スプリンクラー設備の設置等について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日29川上サ給第306号）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。